

定 款

平成 29 年 11 月 27 日施行

社会福祉法人 枚 方 療 育 園

社会福祉法人枚方療育園 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 介護老人保健施設の経営
- (ニ) 特定相談支援事業の経営
- (ホ) 障害児相談支援事業の経営
- (ヘ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ト) 在宅介護支援センターの経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人枚方療育園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、援護を要する地域の重度障害児（者）及び高齢者、その他日常生活又は社会生活上の援護を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府枚方市津田東町2丁目1番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、職員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が6,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事の解任
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る

場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とする。
- 4 前項の副理事長をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 19 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 20 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第 21 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第 22 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(責任の免除)

第 24 条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 25 条 理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、600,000 円と社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 28 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産及びその他財産の三種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 1, 531, 928 円
- (2) 土地

大阪府枚方市津田東町 1 丁目 2463 番	120.	m ²
大阪府枚方市津田東町 1 丁目 2464 番	1,337.	m ²
大阪府枚方市津田東町 1 丁目 2465 番 1	1,313.	m ²
大阪府枚方市津田東町 1 丁目 2465 番 2	1,105.	m ²

大阪府枚方市津田東町1丁目2466番	251.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2467番	766.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2468番1	863.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2468番3	3,838.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2468番10	1,065.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2468番11	317.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2468番12	597.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2472番1	62.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2480番1	413.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2480番2	416.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2523番1	623.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2523番2	331.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2525番1	1,151.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2525番2	127.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2525番3	605.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2531番	2,456.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2790番9	27.73	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2790番10	24.65	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2790番12	1,480.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2818番	3.30	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2819番1	1,206.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2820番	654.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2821番	436.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2822番	419.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2823番	148.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2824番1	177.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2825番	1,143.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2826番	185.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2827番	729.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2828番	231.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2829番	446.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2830番	234.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2831番	452.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2832番	532.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2833番	135.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2834番	419.	m ²

大阪府枚方市津田東町1丁目2835番	532.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2836番	208.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2837番	128.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2838番	297.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2839番	59.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2840番	664.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2841番	1,623.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2842番	175.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2843番	155.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2844番	476.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2845番1	128.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2845番2	82.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2846番	99.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2847番1	607.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2847番3	67.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2849番	568.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2850番	191.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2852番2	98.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2852番3	60.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2852番4	62.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2858番1	50.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2858番5	12.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2861番1	614.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2861番5	12.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2862番1	751.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2863番1	267.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2868番1	869.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2868番2	214.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2868番3	33.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2869番	403.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2870番	479.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2871番	109.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2905番	42.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2906番1	116.	m ²
大阪府枚方市津田東町1丁目2906番3	21.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2528番	204.	m ²

大阪府枚方市津田東町2丁目2529番	519.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2530番	62.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2532番	287.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2533番	565.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2534番	181.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2535番	522.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2538番2	98.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2539番1	139.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2540番1	110.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2541番1	503.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2542番1	836.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2790番1	8,784.60	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2790番4	7,309.25	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2790番5	200.24	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2790番7	241.38	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2790番8	912.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2790番11	66.10	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2790番12	320.03	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2790番13	419.86	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2791番	727.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2792番	247.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2793番	267.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2794番	476.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2808番1	5,970.77	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2808番3	3,754.57	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2808番4	185.43	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2808番5	1,601.23	m ²
<u>大阪府枚方市津田東町2丁目2812番1</u>	<u>571.</u>	<u>m²</u>
大阪府枚方市津田東町2丁目2824番2	64.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2851番1	68.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2851番2	24.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2853番	231.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2854番1	327.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2854番3	53.	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目2856番2	5.15	m ²
大阪府枚方市津田東町2丁目4666番1	74.	m ²

大阪府枚方市津田東町 2 丁目 4666 番 2	134. m ²
大阪府枚方市津田東町 2 丁目 4714 番 2	396. m ²
大阪府枚方市津田東町 2 丁目 4726 番 5	426.56 m ²
大阪府枚方市津田東町 2 丁目 4726 番 39	7.09 m ²
大阪府枚方市津田東町 2 丁目 4802 番	202. m ²
大阪府枚方市津田北町 3 丁目 2859 番 1	312. m ²
所在の障害児入所施設枚方総合発達医療センター、特別養護老人ホーム津田荘、障害者支援施設津田療護園、外来指導診療所、保育所及び職員寮施設敷地	<u>計 75,511.94 m²</u>

兵庫県三田市東本庄字流尾 1182 番	773. m ²
兵庫県三田市東本庄字流尾 1184 番 2	565. m ²
兵庫県三田市東本庄字流尾 1188 番	11,168.58 m ²
兵庫県三田市東本庄字流尾 1193 番 2	159.11 m ²
兵庫県三田市東本庄字流尾 2589 番	1,053. m ²
兵庫県三田市東本庄字中野 1445 番	228. m ²
兵庫県三田市東本庄字中野 1446 番	3,409.31 m ²
兵庫県三田市東本庄字中野 1469 番	555. m ²
兵庫県三田市東本庄字穴口 2261 番 1	36,391.55 m ²
兵庫県三田市東本庄字穴口 2262 番	1,586.77 m ²
兵庫県三田市東本庄字穴口 2265 番	1,431.40 m ²
兵庫県三田市東本庄字穴口 2265 番 2	6,867. m ²
兵庫県三田市東本庄字柿ノ木谷 2270 番	5,395. m ²
兵庫県三田市東本庄字柿ノ木谷 2271 番 1	9,600.43 m ²
兵庫県三田市東本庄字柿ノ木谷 2272 番 1	26,477.55 m ²
兵庫県三田市東本庄字和暮 1422 番	1,031.40 m ²
所在の障害者支援施設三田療護園、特別養護老人ホーム三田楽寿荘、障害者支援施設三田こぶしの園、障害児入所施設医療福祉センターさくら、介護老人保健施設愛、保育所及び職員寮施設敷地	計 106,692.10 m ²

埼玉県行田市大字馬見塚字高田 686 番 1	2,052. m ²
埼玉県行田市大字馬見塚字高田 687 番 1	879. m ²
埼玉県行田市大字馬見塚字高田 688 番 1	1,368. m ²
埼玉県行田市大字馬見塚字高田 689 番 1	293. m ²
埼玉県行田市大字馬見塚字高田 690 番 1	1,466. m ²

	埼玉県行田市大字馬見塚字高田 691 番 1	2,738. m ²
	埼玉県行田市大字馬見塚字高田 693 番 1	6,905.47 m ²
	埼玉県行田市大字馬見塚字高田 701 番 1	2,307. m ²
	埼玉県行田市大字馬見塚字高田 702 番	692. m ²
	埼玉県行田市大字馬見塚字上菱田 544 番 1	1,029.40 m ²
	埼玉県行田市大字馬見塚字上菱田 545 番 1	2,970.20 m ²
	埼玉県行田市大字馬見塚字上菱田 546 番 1	11,879.95 m ²
	所在の特別養護老人ホームおきな施設敷地	計 34,580.02 m ²
(3) 建 物	大阪府枚方市津田東町一丁目 2839 番地、2828 番地、2829 番地、2830 番地、2831 番地、2833 番地、2836 番地、2837 番地、2838 番地、2840 番地、2841 番地、2842 番地、2846 番地、2849 番地、2863 番地 1	
	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 障害児入所施設棟	延 19,165.20 m ²
	大阪府枚方市津田東町一丁目 2825 番地、2826 番地、2827 番地、2868 番地 1、枚方市津田東町二丁目 2790 番地 1、2790 番地 8	
	鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 5 階建 障害児入所施設棟新館	延 9,538.81 m ²
	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 機械室	延 73.10 m ²
	大阪府枚方市津田東町二丁目 2790 番地 1	
	鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 外来指導診療所棟	延 312.18 m ²
	大阪府枚方市津田東町二丁目 2808 番地 1	
	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 第 3 看護師宿舎	延 1,349.88 m ²
	大阪府枚方市津田東町二丁目 2790 番地 1、2808 番地 3	
	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 厚生施設棟	延 4,383.05 m ²
	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 第 1 看護師宿舎	延 1,842.34 m ²
	大阪府枚方市津田東町二丁目 2790 番地 4	
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 第 1 保育所	153.17 m ²
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 第 2 保育所	162.50 m ²
	大阪府枚方市津田東町二丁目 2808 番地 5、2808 番地 1	
	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 第 2 看護師宿舎	延 1,763.90 m ²
	大阪府枚方市津田東町二丁目 2790 番地 1	
	鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建 特別養護老人ホーム兼障害者支援施設棟	延 5,486.09 m ²
	大阪府枚方市津田東町二丁目 2808 番地 3	
	鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建 第 4 看護師宿舎	延 1,353.00 m ²
	大阪府枚方市津田東町二丁目 2790 番地 1	
	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 5 階建 講堂	延 2,697.53 m ²

障害児入所施設枚方総合発達医療センター、特別養護老人ホーム津田荘、
 障害者支援施設津田療護園、外来指導診療所、保育所及び職員寮の建物
 計 延 48,280.75 m²

兵庫県三田市東本庄字流尾 1188 番、兵庫県三田市東本庄字中野 1446
 番地、兵庫県三田市東本庄字穴口 2261 番地、2262 番地、2265 番地、
 兵庫県三田市東本庄字柿ノ木谷 2271 番地 1、2272 番地 1、兵庫県三田
 市東本庄字和暮 1422 番地

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺 2 階建 事務室・診察室・薬局・会議
 室 延 1,433.44 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建 厨房・リハビリ室・機械室
 1,139.27 m²

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 機械室 25.25 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建 残飯庫 8.75 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺 2 階建 老人ホーム棟延 2,802.20 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺 2 階建 障害者支援施設棟
 延 2,790.30 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建 療護棟 1,300.40 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺 2 階建 障害児入所施設棟
 延 2,559.20 m²

鉄骨造セメント瓦葺平家建 ポンプ室 47.57 m²

鉄筋コンクリート造スレート葺 6 階建 職員寮 延 1,223.38 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺 2 階建 障害児入所施設棟
 延 3,075.70 m²

鉄筋コンクリート造スレート葺 6 階建 職員寮 延 1,482.27 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建 療護棟 1,164.93 m²

鉄筋コンクリート造ルーフィング葺平家建 浴室棟 205.25 m²

鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫 193.00 m²

鉄骨・鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺 4 階建 障害児入所施設・
 体育館 延 7,192.99 m²

鉄筋コンクリート造スレート葺平家建 プロパン庫・ごみ置き場
 41.83 m²

鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建 残飯庫 9.86 m²

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 機械室 32.98 m²

鉄骨造スレート葺平家建 車庫 481.50 m²

鉄骨・鉄筋コンクリート造セメント瓦葺 3 階建 老人保健棟

	延 6,429.83 m ²
鉄骨造陸屋根 3 階建 診療棟	延 517.65 m ²
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 倉庫	185.13 m ²
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 倉庫	141.00 m ²
鉄骨造スレートぶき平家建 保育所	386.22 m ²
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置	15.10 m ²
軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置	15.10 m ²
障害者支援施設三田療護園、特別養護老人ホーム三田楽寿荘、障害者支援施設三田こぶしの園、障害児入所施設医療福祉センターさくら、介護老人保健施設愛、保育所及び職員寮の建物	計 延 34,900.10 m ²

大阪市西成区南津守一丁目 62 番地、同所 111 番地 9

鉄筋コンクリート造陸屋根 7 階建 老人ホーム・訓練所棟	延 15,441.14 m ²
障害者支援施設第一博愛、障害福祉サービス事業第二博愛及び特別養護老人ホーム山愛の建物	計 延 15,441.14 m ²

埼玉県行田市大字馬見塚字高田 693 番地 1、686 番地 1、687 番地 1688 番地 1、689 番地 1、埼玉県行田市大字馬見塚字上菱田 546 番地 1

鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 事務所	延 1,164.00 m ²
鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 老人ホーム棟	2,035.82 m ²
鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建デイサービスセンターリハビリ室	741.30 m ²
鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 調理棟	741.00 m ²
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 機械室	18.00 m ²
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 車庫	102.00 m ²
鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 倉庫	17.50 m ²
鉄筋コンクリート鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 老人ホーム棟	2,984.10 m ²
特別養護老人ホームおきな の建物	計 延 7,803.72 m ²

- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 32 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類について

は、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第37条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 看護師養成所の経営
- (2) 社会福祉研修施設の経営
- (3) 居宅介護支援事業の経営
- (4) 日中一時支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第 40 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 41 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人枚方療育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	山西 恭子
理 事	黒丸 正四郎
理 事	広瀬 樽治
理 事	西野 源
理 事	森本 庫一

理 事 山西 悦郎

監 事 高見 文正

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年8月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年11月27日から施行する。